

2014年度 法科大学院

既修者特別入学試験 第2回目問題

1 時限

憲法・民法・刑法

(論文式)

試験時間 120 分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[憲法]

設 問

日本国憲法第13条にいう「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」について、論じなさい。

(解答は全て解答用紙に記入すること)

[民法]

つぎの文章を読んで、設問に答えなさい。

Xは、自己所有の甲土地を1000万円でAに売却し、甲土地の引渡しおよび登記の移転もすませたが、Aが売買代金を支払わないので、XA間の売買契約を解除した。ところが、Xが甲土地の返還を受けないうちに、Aは、X・A間の売買契約が解除されたことを知らないYに甲土地を売却し、甲土地の引渡しおよび登記の移転も済ませた。

設 問

以上の事実関係のもとで、Xは、Yに対して、甲土地の登記なしに、XA間の売買契約の解除により甲土地の所有権が自己に移転していることを主張することができるか答えなさい。

(解答は全て解答用紙に記入すること)

[刑法]

つぎの文章を読んで、設問に答えなさい。

Aは、普通自動車運転免許を有する者、Bは、当該免許を有しない者である。

Aは、Bに誘われて、Bが運転する自動車に同乗し、Bが制限速度を超えて運転しているのを見ていたが、何も言わなかった。その後、Bは警察官の検問に遭い、無免許運転と制限速度違反運転をしていたことが判明した。

設 問

この場合のAの罪責について論じなさい。

(解答は全て解答用紙に記入すること)

(参照)

道路交通法

第 22 条

車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

第 64 条

何人も、第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで（第九十条第五項、第三百三条第一項若しくは第四項、第三百条の二第一項、第四百条の二の三第一項又は同条第三項において準用する第三百条第四項の規定により運転免許の効力が停止されている場合を含む。）、自動車又は原動機付自転車を運転してはならない。

第 117 条の 4

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十一条の三（車両移動保管関係事務の委託）第二項、第五十一条の十二（放置車両確認機関）第六項、第五十一条の十五（放置違反金関係事務の委託）第二項、第一百八条（免許関係事務の委託）第二項又は第一百八条の二（講習）第四項の規定に違反した者

二 法令の規定による運転の免許を受けている者（第一百七条の二の規定により国際運転免許証等で自動車等を運転することができることとされている者を含む。）でなければ運転し、又は操縦することができないこととされている車両等を当該免許を受けないで（法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む。）又は国際運転免許証等を所持しないで（第八十八条第一項第二号から第四号までのいずれかに該当している場合、又は本邦に上陸した日から起算して滞在期間が一年を超えている場合を含

む。) 運転した者

三 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第一号の規定に違反した者

四 偽りその他不正の手段により免許証又は国外運転免許証の交付を受けた者

第118条

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条（最高速度）の規定の違反となるような行為をした者

二 第五十七条（乗車又は積載の制限等）第一項の規定に違反して積載物の重量の制限を超える積載をして車両を運転した者

三 第五十八条の五（過積載車両の運転の要求等の禁止）第二項の規定による警察署長の命令に従わなかった者

四 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第二号又は第五号の規定に違反した者

五 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第六号の規定に違反して、第二号に規定する積載をして自動車を運転することを命じ、又は容認した者

六 第七十六条（禁止行為）第一項又は第二項の規定に違反した者

七 第八十五条（第一種免許）第五項から第九項までの規定に違反した者

八 第八十七条（仮免許）第二項後段の規定に違反して自動車を運転した者

2 過失により前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。